

行監公表第8号

市長の要求に基づく監査の結果について

地方自治法第199条第6項及び第7項の規定による市長の要求に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年10月20日

行橋市監査委員 宮下義幸

市長の要求に基づく監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第6項及び第7項の規定による市長の要求に基づく監査

第2 監査要求事項及び要求の概要

- 1 平成27年度ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会へ支出した負担金に係る教育部生涯学習課体育係の事務の執行が適正であったかどうかの監査を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講ずるための要求
- 2 平成27年度ゆくはしビーチバレーボールフェスティバルにおける実績報告については不明な点があり、適切な監査もなかったことから、実行委員会における出納その他の事務執行に関する監査を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講ずるための要求

第3 監査要求受理日及び監査の期間

- 1 監査要求受理日 令和4年11月14日
- 2 監 査 期 間 令和4年11月14日から令和5年10月20日まで

第4 監査対象部局（団体）及び聴取した関係職員

- 1 監査対象部局 教育部スポーツ振興課（平成27年度の課名は生涯学習課）
団体 ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会
- 2 聴取した関係職員 平成27年度に在籍した生涯学習課長、体育係長

第5 監査の着眼点

- 1 平成27年度に教育部生涯学習課体育係がゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会へ支出した負担金に係る事務の執行は適正か
- 2 平成27年度ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会の出納その他の事務の執行は適正か

第6 監査の方法

- 1 書類審査
ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務を所管する教育部スポーツ振興課に対して、平成27年度事業に係る関係書類及び帳簿等の提出を求め、監査を行った。
- 2 関係職員からの聴取

平成27年度に事業を所管した関係職員から、書類審査上生じた疑問点について聞き取り調査を行った。(聴取日：令和5年4月21日)

第7 監査の結果

1 生涯学習課の事務の執行について

(1) 事業の概要

名 称	ゆくはしビーチボールフェスティバル 2015
実 施 日	平成27年7月10日(金)から12日(日)までの3日間
実施場所	長井浜海水浴場

上記事業について、平成27年度を第1回として、生涯学習課(現スポーツ振興課)所管のもと、行橋市及び福岡県バレーボール協会ほか関係者で実行委員会を組織し実施した。実施に当たり、事業に係る負担金を生涯学習課において予算措置し、実行委員会に支出している。なお、負担金の財源の一部として、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金(以下「スポーツ振興くじ助成金」という。)が活用されている。

(2) 関係書類の状況

平成27年度負担金支出及び補助金申請等に係る関係書類については、行橋市文書規程第43条第2項別表の規定(保存年限5年)に基づき廃棄されている。従って、負担金支出等に係る事務執行に関する監査については、財務会計情報による電算データの確認を行うのみにとどまった。

(3) 事務執行の状況

歳入については、21款5項1目1節(諸雑入)においてスポーツ振興くじ助成金として6,002,000円を当初予算額に計上し、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「スポーツ振興センター」という。)からの交付決定を受け、平成27年4月24日に4,770,000円を調定決議している。平成28年3月31日に調定額を2,448,000円に減額し、同年5月26日に同額をスポーツ振興センターより収入している。

歳出については、10款5項1目19節(負担金、補助及び交付金)においてビーチバレーボール大会負担金として8,933,000円を当初予算額に計上し、平成27年4月16日に8,932,500円を実行委員会へ支出している。

歳入額及び歳出額については上記のとおりであるが、関係書類が廃棄済のため、スポーツ振興くじ助成金申請等の事務を含めて詳細は確認できていない。

なお、スポーツ振興くじ助成金が、当初調定額(交付決定額)4,770,000円

から減額されていることについては書類が廃棄済であり、聞き取りにおいてもその理由は確認できなかった。

2 実行委員会の事務の執行について

(1) 実行委員会の概要

行橋市海岸地域観光振興基本構想を受け、ゆくはしビーチバレーボールフェスティバルを開催することにより、地域のPRと活性化に資することを目的に設置された実行委員会で、会長に行橋市長を充て、バレーボール協会関係者などを中心に19人体制で組織されている。事務局を生涯学習課（現スポーツ振興課）内に置き、生涯学習課長を事務局長として、関係職員を中心に8人体制で組織されている。

また、実行委員会の会計については、補助金（負担金）、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てることとされている。

(2) 提出を受けた関係書類

平成27年度予算書、決算書、スポーツ振興くじ助成事業収支簿、収入支出証書、預金通帳、その他関係書類

(3) 予算及び決算の概要

ア 予算

収入については、委託金（市負担金）8,932,500円、協賛金500,000円、参加料310,000円、負担金（日本バレーボール協会）3,000,000円の計12,742,500円が計上されている。

支出については、諸謝金900,000円、旅費1,435,000円、スポーツ用具費876,500円、賃金3,000,000円、雑役務費（会場設営委託、警備委託等）3,583,000円等、収入と同額の12,742,500円が計上されている。

イ 決算

収入については、委託金（市負担金）8,932,500円、協賛金（6件分）599,568円、参加料（一般47チーム、高校80チーム分）395,000円、預金利息421円、通帳作成費100円の計9,927,589円が計上されている。

支出については、諸謝金1,176,000円、旅費1,389,260円、スポーツ用具代668,928円、賃金532,300円、雑役務費（警備代、リース用品代等）2,397,311円、その他（会場整備費、駐車場用地整備費、音響設備費等）2,984,095円等、計9,823,945円が計上され、収入から支出を差し引いた額103,644円が

翌年度繰越額となっている。

また、予算では収入において負担金（日本バレーボール協会）3,000,000円が計上されているが、決算では収入額が計上されていない。これは、プロ選手への賞金を実行委員会から支出する予定であったものが、日本バレーボール協会が直接支出したことによるものである。

なお、予算及び決算については実行委員会の承認を得たとのことであるが、確認できる会議録などは残されていない。また、平成27年度においては実行委員会に監査役を置いておらず、決算に対する監査は行われていない。

(4) 収支関係書類の状況

ア 決算書

上記(3)イに記載のとおり

イ スポーツ振興くじ助成事業収支簿

この収支簿は、スポーツ振興くじ助成金交付要綱第21条第1項の規定により備えているものである。収入については、市補助金8,932,500円、協賛金（6件分）599,568円、参加料395,000円の計8件分9,927,068円が記載されている。

支出については、Tシャツ・帽子代668,928円、警備代775,414円、駐車場用地整備費1,101,600円、電気設備設置費648,000円、運営費3,953,130円等、計27件分9,560,947円が記載されており、差引残高は366,121円となっている。

ウ 調定書及び支出負担行為等収支に関する証書

収入に関する証書となる調定書については、市負担金8,932,500円、協賛金（6件分）599,568円、参加料395,000円の計8件分9,927,068円が作成保存されている。なお、収入とみなされる通帳開設時の入金100円及び預金利息（2件分）421円については、収入証書が作成されていない。

支出に関する証書となる支出負担行為兼支出命令書については、Tシャツ・帽子代668,928円、警備代775,414円、駐車場整備費1,101,600円、電気設備設置費648,000円、スタッフ謝金（運営費）3,953,130円等、計27件分9,615,806円が作成保存されており、収入証書の合計額から支出証書の合計額の差引額は311,262円となっている。

なお、上記イのスポーツ振興くじ助成事業収支簿と比較すると、件数は一

致しているものの金額が一致していない。これは、収支簿には参加記念品代 46,400 円と飲料代 161,739 円の記載があるが、支出証書は作成されていない。一方で、収支簿には記載されていないが、バックホー借り上げ料 132,233 円と消耗品費 130,765 円の証書が作成されていることによるものである。

(この4件は、決算には含まれている)

また、資金前渡により支出した経費2件(救護用品 30,000 円、視察旅費 60,860 円)の精算処理が行われていない。

エ 預金通帳

平成27年3月30日に、実行委員会事務局長名義の預金通帳が開設されている。預金通帳における平成27年度の締め日を確認する必要があり聞き取りを行ったが特定できなかつたため、平成28年度市負担金の入金日前(平成28年4月25日通帳残高575円)を締め日として調査を行った。

入金については、通帳開設時入金100円、市会計管理者より8,932,500円、太陽交通株式会社以下6件分として599,568円、預金利息(2件分)421円、福岡県バレーボール協会より395,000円の計11件分9,927,589円が記帳されている。

出金については、平成27年4月21日の15,660円を初回として、平成28年4月25日までの間に計80件9,927,014円が記帳されており、同日の残高は575円となっている。

この出金については、公金では通常作成しないキャッシュカードが使用されていること、支出証書の金額と一致しない出金が多く記帳されていること、休日の出金があること、手数料が加算された出金があること、通帳残高と決算書の収支差引額が一致しないこと等の疑問点が見受けられたため、これらに対して聞き取りを行ったところであるが、明確な回答は得られなかった。

また、通帳開設時に入金した100円の出所についても特定できなかつた。

預金通帳以外に現金による管理もあったと確認しているが、現金管理簿等は備えておらず、平成27年度末における現金残高についても不明である。

(5) 収支関係書類の整合性

上記(4)の収支関係書類を比較すると、証書の作成漏れ、収支簿の記入漏れを考慮すれば決算書との整合は見る事ができる。一方、預金通帳との整合については、通帳の収入記録については通帳作成時の入金と預金利息の入金を除き、証書との整合が見られるが、出金記録については全80件の記録のうち16件は整合するものの、残りの整合性は確認できない。

預金通帳からの出金の仕方について疑問が残るとともに、現金管理を含めた平成27年度末における残高と決算書の翌年度繰越額の整合性については不明である。

(6) 実行委員会の出納に係る事務処理

実行委員会の出納に係る事務処理については、事務局員の体育係長が担当者となり書類作成等を行い、収入証書である調定書は事務局長、所管部長の順で決裁し、支出証書である支出負担行為兼支出命令書は事務局長まで決裁を受けているが、出納事務全般に対して、次のとおり適正を欠く処理が見受けられた。

- スポーツ振興くじ助成金実施要領第13条第5号では、助成対象経費については、助成事業者（助成金の交付決定通知書を受領した者）における会計諸規程等の定めるところにより処理する、支払いは銀行振込を原則とすると規定されているが、資金前渡後の精算処理が行われていないことや、ほぼ半数が現金による支払いであるなど、実施要領の規定が順守されていない。
- 収支に関する証書の作成漏れ、収支簿への記載漏れ、起票年月日の誤記載など、初歩的な事務処理ミスが散見される。
- 支出における預金通帳と証書の照合を行った結果は、上記(4)エ及び(5)に記載のとおりである。平成27年度末における現金残高は不明であることと併せて、不適切な事務処理が行われている。
- 預金通帳からの出金で21件2,916円の手数料が発生している。これは経費としてみなすことも可能であると思われるが、決算書等への記載が行われていない。

第8 監査委員の判断

1 平成27年度に教育部生涯学習課体育係がゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会へ支出した負担金に係る事務の執行について

負担金に係る事務の執行については、関係書類が既に廃棄されていたため、書類確認による監査は行えなかった。負担金の財源となるスポーツ振興くじ助成金の減額理由については確認を得ることができなかったが、実行委員会へ支出した負担金については事業に必要な経費に充てられている。このことから、生涯学習課の事務の執行は適正に行われていたと判断する。

2 平成27年度ゆくはしビーチバレーボールフェスティバル実行委員会の出納その他の事務の執行について

実行委員会の出納その他の事務については、第7の2に記載のとおり、事務の執行において不適切な処理が行われていた。このことから、実行委員会の出納その他の事務の執行は、適正に行われていなかったと判断する。

なお、監査を行う中で感じたこととして、実行委員会や事務局の体制は形式的には整えられていたが、監査役を置いていないことや、事務局での事務処理は生涯学習課体育係長がほぼ1人で担っていたという聴き取り結果から、実質的な体制が整備されていなかったと考えられる。生涯学習課における従来からの所管業務を執行する傍ら、職員の増員等体制整備がなされない中での新規事業の取り組みは、職員に対する業務負荷の増大に繋がっており、このことが不適切な事務処理の一因をもたらしたのではないかと思慮するところである。

第9 行橋市長に対する要望

監査の結果、実行委員会における事務の執行は適正に行われていなかったと判断したところである。一方で、当該事業では、プロ選手を含め300人を超える選手の参加や延べ観客数約4,000人などにより、事業効果として、市のPRやビーチスポーツの振興、経済的効果などが図られている。また、不適切であった実行委員会の事務処理に対する市の対応として、平成29年6月に事務局の事務を担当した職員に対して処分が行われたほか、同年7月には行橋市準公金取扱規程を制定施行し、防止策が講じられている。

市においては、現在も同様な実行委員会や外郭団体等を所管している部署が多く見受けられる。準公金の取り扱いについて一定の改善がなされ運用されているところであるが、今後もコンプライアンスを徹底するとともに、新規事業を実施するに当たっては業務量に応じた体制整備を行うなど、リスク管理に努めるよう要望するところである。